

令和2年

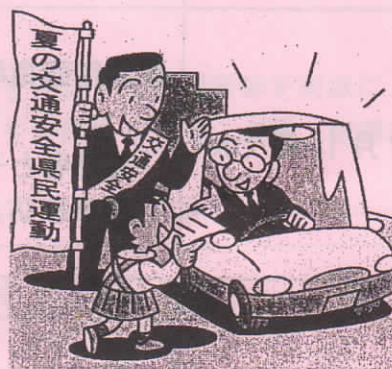
夏の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 令和2年7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

目的 市民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る。

スローガン 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

- 運動の重点
- 1 子供と高齢者の交通事故防止
 - 2 自転車と二輪車の安全利用の推進
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 交差点の交通事故防止



統一主要行事

行事名	実施日	内 容
運動事前広報 街頭指導の日	7月10日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
子供と高齢者の 交通事故防止の日	7月15日 (水)	子供と高齢者を対象とした交通安全講習会や参加・体験・実践型の交通教室を開催し、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。
飲酒運転根絶の日	7月17日 (金)	飲酒運転の悪質性・危険性及び交通事故の悲惨さを訴えることで県民の規範意識を高めるとともに、飲食店等における運転者への酒類提供の禁止を徹底させ、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶の気運の定着を図る。

沼津市実施計画

実施日	行事名	実施内容	実施団体
7月10日(金)	運動事前 街頭指導・広報	時間：7:20～8:00 場所：沼津駅北口付近 集合：沼津駅北口ロータリー 内容：本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市
7月15日(水)	早朝街頭指導 ・広報 「高齢者と子供の 交通事故防止の日」	時間：7:30～8:15 場所：泉町北交差点付近 内容：主に高校生に対し、自転車マナーの呼びかけ及び指導を行う。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市
7月17日(金)	夕暮れ時 街頭指導・広報 「飲酒運転根絶の日」	時間：18:00～19:00 場所：県道原東町交差点付近 内容：ドライバーに対し飲酒運転防止、早めのライトオンの啓発をするとともに、歩行者・自転車利用者に自発光式反射材の着用を促す。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市
運動期間中	沼津市自治会交通安全 協会連合会の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした交通安全運動の実施 ・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導 ・各自治会での有線放送等での交通安全広報 ・地域の交通安全施設の点検 ・「新しい生活様式」を取り入れた交通安全運動の実施 	

★令和2年自治会交通安全コンクール実施中★

実施期間：令和2年1月1日～令和2年9月30日

その他の主な取り組み

6月～7月	交通安全リーダーと語る会	交通安全リーダー（主に小学6年生）と保護者が、身近な交通についての意見交換を行い、交通安全に関する意識の向上を図る。
6月～7月	自転車の無料点検	夏休み中に、子ども達が自転車の運転をする機会が増えることから、各小中学校において自転車の無料点検を行う。
7月1日 (月)	交通指導員 夏の一斉街頭交通指導	県下の交通指導員が一斉に街頭指導活動を行い、県民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに正しい交通ルールとマナーの実践指導に当たる。沼津市は江原公園交差点付近において実施する。
7月14日 (火)	市内保育所における チャイルドシート点検	保育園に乳幼児を送迎する保護者等を対象に、正しくチャイルドシートを使用するよう、点検、指導を行う。

「新しい生活様式」を実践しながら 交通安全運動を実施しましょう！

感染防止の3つの基本：1 身体的距離の確保 2 マスクの着用 3 手洗い

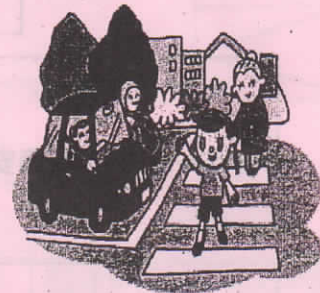
- ◆ 人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空けましょう。
- ◆ 活動場所は屋内より屋外を選びましょう。
- ◆ 会話をする際は、可能な限り真正面を避けましょう。
- ◆ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- ◆ 家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐ着替えたり、シャワーを浴びましょう。
- ◆ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧_に洗いましょう。
- ◆ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しないようにしましょう。
- ◆ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にしましょう。



子供と高齢者の交通事故防止

1 子供の交通事故防止

- (1) 安全に道路を通行するための幼児・児童生徒とその保護者に対する安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 通学路における幼児・児童生徒の安全の確保
- (3) 夏休み期間中の交通安全に関する指導の実施



2 高齢者の交通事故防止

- (1) 高齢運転者を支援する被害軽減ブレーキや踏み間違い時加速抑制装置などが搭載されたセーフティ・サポートカーの普及促進
- (2) 広報啓発活動等を通じ、加齢に伴う身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

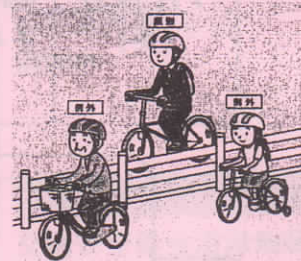
自転車と二輪車の安全利用の推進

1 自転車の安全利用の推進

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知徹底
- (2) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
- (3) 自転車事故の被害軽減に効果的なヘルメット着用を促進する広報の実施

2 二輪車の安全利用の推進

- (1) 自動車間のすり抜けや側方通過、割り込み等の危険性を理解させ、交通ルールの遵守を促す街頭活動の実施と安全教育の推進
- (2) 安全な速度や操作等の実践に関する安全教育及び街頭指導の実施
- (3) プロテクターやエアバッグジャケット等の被害軽減につながる装備着用とヘルメットのあごひもをしっかりと締める等の正しい着用についての広報推進



飲酒運転の根絶

- 1 地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性を踏まえた運転者教育の推進
- 4 自動車運送業者等に対するアルコールチェッカーを活用した飲酒運転根絶の取組推進



交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保